

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-8
食の安全の確保

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

薬事衛生課長 田原 研司

電話番号

0852-22-5257

事務事業の名称	食品流通対策事業	
目的	(1) 対象	県内食品製造・販売・提供事業者
	(2) 意図	消費者が食料品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る。
事業概要	食品表示研修会開催業務：食品表示制度を周知するため、食品関係事業者に対して、研修会を開催する。 ホームページ等による食品表示に関する情報提供：県民や事業者へ食品表示に関する情報を提供するため、県のホームページ等で情報提供する。 食品表示相談業務：食品事業者が商品毎に適正な食品表示を行うよう、事業者から寄せられる表示相談を受け付ける。 食品表示監視業務：食品事業者に対し、適正に食品表示がされているかを調査し、不適正表示を行った事業者に対しては改善指導を行う。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	事業者等からの食品表示相談件数	目標値		1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	件
	式・定義	薬事衛生課及び県下保健所で取り扱った食品事業者等からの食品表示に関する相談件数	取組目標値						
			実績値	1,404.0	931.0	855.0			
			達成率	-	93.1	85.5	-	-	%
2	指標名	食品表示法に基づく年間指示・公表件数	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	件
	式・定義	食品表示法に基づく年間指示・公表件数	取組目標値						
			実績値	1.0	0.0	0.0			
			達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	4,434	2,844
うち一般財源(千円)	4,434	2,844

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

- 平成29年度は薬事衛生課及び保健所において表示研修を計170回開催した。
- 平成29年度中に薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数は855件で、対前年比91.8%であった。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

- 食品表示の適正化及び食の安全安心確保のため、監視、啓発、相談の3本柱で業務を実施した。
- 相談については県下で計855件に対応し、食品事業者の適正表示に対する意識が高く保たれていることを確認できた。
- 平成29年度は食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなく、27年度に産地偽装で指示・公表を行ったことが抑止力になったことも一因と考えられる。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

- 食品表示法に基づく新表示への切り替えを経過措置期間中(加工食品はH32.3.31まで)に切り替えを行っていない事業者が依然として多い。
- 経過措置期間最終年はかけこみ相談が見込まれる。

②困っている状況が発生している「原因」

- 食品事業者からの個別相談中心では、人員体制にも時間的にも対応範囲に限りがある(相談に対し十分に対応できていない)。

③原因を解消するための「課題」

- 監視、啓発、相談に加えて、食品表示の講習会や研修会を積極的に開催し、周知徹底を図る必要がある。
- 食品表示に関する参考資料を事業者が確実に入手できるように、ホームページや窓口対応の充実を図るとともに、事業者にとって分かりやすい資料の作成と効果的・効率的な配布を行う必要がある。
- 相談対応の人員の充実が必要

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- 平成27年4月1日の食品表示法の施行に伴って相談窓口を薬事衛生課及び県下保健所に一元化し、様々な機会でも周知を図った結果、窓口への相談件数は高値で推移している。新表示への切り替えを推進するため、窓口において参考資料を積極的に配布し、事業者からの意見や疑問点を反映したより分かりやすい資料の作成を行う。
- 窓口での個別相談中心では、対応が限られてしまうため、食品表示アドバイザー(各食品業界)の紹介、保健所単位での講習会開催やホームページ等による広報などを通じて、効果的・効率的な周知を図る。
- 食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、新表示への移行状況を確認するとともに、食品衛生協会、環境保健公社など関係団体と連携した食品表示法の周知を図る。
- 相談窓口での相談に対応するために人員体制を充実させる。